

## 第30号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第28号左欄の(11)中「(29)から(31)まで」を「(31)から(33)まで」に改め、同欄中(31)を(33)とし、(30)を(32)とし、同欄の(29)中「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）」を「省令」に改め、同欄中(29)を(31)とし、(28)の次に次のように加える。

(29) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）第7条の9第3項の規定による変更の届出の受理

(30) 省令第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付

第2条の表第28号右欄中「及び(18)」を「、(18)、(29)及び(30)」に、「(29)」を「(31)」に、「(30)」を「(32)」に、「(31)」を「(33)」に改め、同表第39号左欄の(5)中「第46条第2項」を「第46条第5項」に、「認可」を「届出の受理」に改め、同欄中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(11)までを(7)から(10)までとする。

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第28号左欄の(11)中「(12)から(17)まで」を「(12)、(16)から(20)まで」に、「(19)及び(31)から(33)まで」を「(22)及び(34)から(36)まで」に改め、同欄中(33)を(36)とし、(21)から(32)までを(24)から(35)までとし、同欄の(20)中「(21)から(23)まで」を「(24)から(26)まで」に改め、同欄中(20)を(23)とし、(13)から(19)までを(16)から(22)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13) 法第35条第6項の規定による児童福祉審議会の意見の聴取

(14) 法第35条第7項の規定による市町村長への協議

(15) 法第35条第9項の規定による不認可の通知

第2条の表第28号右欄中「(18)」を「(21)」に、「(29)」を「(32)」に、「(30)」を

「(33)」に、「(13)」を「(16)」に、「(15)」を「(18)」に、「(17)」を「(20)」に、「(31)」を「(34)」に、「(32)」を「(35)」に改め、「出雲市、(11)」の次に「、(12)、(16)」を加え、「(19)」を「(22)」に、「(33)」を「(36)」に、「(14)」を「(17)」に、「(20)から(28)まで」を「(13)から(15)まで及び(23)から(31)まで」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条の表第28号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

( 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 )

- 2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。